

固定資産税に係る各種届出

固定資産税は、毎年賦課期日（1月1日）時点の課税台帳に掲載されている情報に基づいて課税されます。固定資産（土地・家屋・償却資産）の次の①～③のように現況に

変更があった場合は変更届が必要です。

問い合わせ先
役場税務課固定資産税係
☎(86)1172「直通」

①所有者が変更になった・納税義務者を変更したい場合

「課税台帳所有者・納税義務者変更申請書」の提出が必要です。

※現在の納税義務者および新たな納税義務者双方の記名押印が必要です。

【例】納税義務者が死亡した、売買などで新たに土地・家屋を保有したなど

②家屋を解体した場合

「課税台帳家屋抹消申請書」の提出が必要です。

【例】住宅、倉庫を解体したなど

③土地の使用状況（現況）に変更が生じた場合

「課税地目変更申請書」の提出が必要です。

【例】山林を切り開いて住宅を建築した（山林から宅地）

家屋を解体して畑を造成した（宅地から畑）

なお「その他雑種地」については、現況によって評価基準が変わります。現況の変更があった場合は届出をお願いします。

【例】駐車場から太陽光発電施設利用地へ転用（法面含む）

未利用地から造成・集積場（平地）へ転用など



町長動静

7月《文月》

語り、動きます。



- 1日(水) 社会を明るくする運動メッセージ伝達式（役場）
- 2日(木) 全国市町村水産業振興対策協議会現地常任理事会（高知県）
- 6日(月) 手をつなぐ育成会総会（指江支所）
- 赤潮被害における要望活動（鹿児島市）
- 7日(火) 第1回北薩地域土改連連絡協議会（さつま町）
- 第1回北薩地域行政懇話会（薩摩川内市）
- 13日(月) 南九州西回り自動車道建設促進期成会総会（出水市）
- 14日(火) 消防叙勲褒章受賞者表敬訪問（役場）
- 15日(水) 九州地区漁港漁場大会（沖縄県）
- 17日(金) 鹿児島県農業信用基金協会第64回通常総会・第4回理事会（鹿児島市）
- 県浄化槽推進市町村協議会通常総会
- 鹿児島県港湾協会理事会総会・懇談会
- 21日(火) 海の日表彰（海事功労者表彰）（鹿児島市）
- 22日(水) 町戦没者追悼式（文化ホール）
- 県土地改良事業団体連合会第1回理事会（鹿児島市）
- 24日(金) 離島行政懇談会（鹿児島市）
- 県治山林道協会第14回定時総会
- 27日(月) 南九州西回り自動車道建設促進に係る中央要望活動（東京都）
- 28日(火) 赤潮被害における要望活動
- 30日(木) 川床グランドゴルフクラブ協会委員表敬訪問（役場）

